

# 新型コロナウイルスワクチン接種に係る 健康被害救済制度 受診証明書記載マニュアル (第2版)

令和7年1月7日作成

岡山県保健医療部疾病感染症対策課

## ◆ 健康被害救済制度について

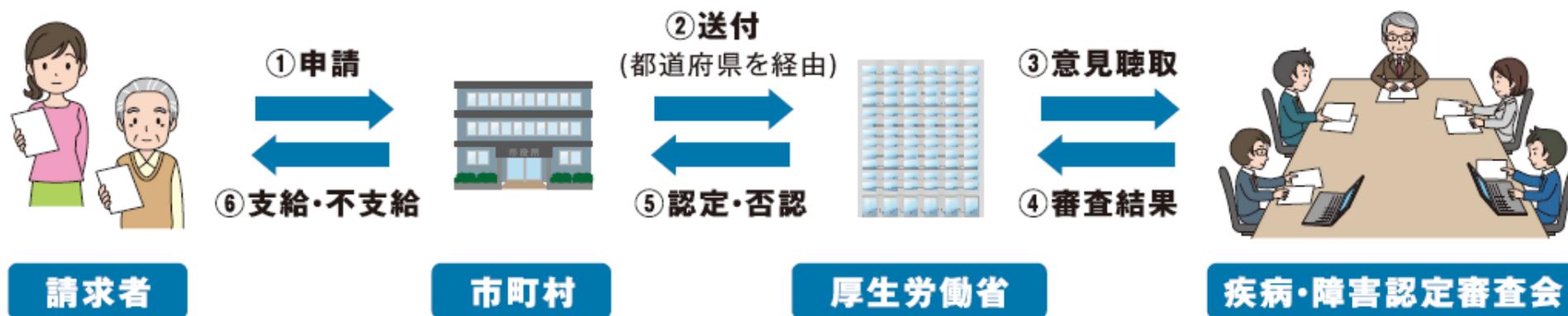
- **予防接種法に基づく予防接種**を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村により給付
- **予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村に請求**
- 厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される「疾病・障害認定審査会」が、因果関係を審査

【参考：予防接種法抜粋】  
(健康被害の救済措置)

第15条 **市町村長**は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると**厚生労働大臣が認定したとき**は、次条及び第17条に定めるところにより、**給付を行う**。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

## 給付手続きの流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

(厚生労働省ホームページ『予防接種健康被害救済制度について』より引用)

- ① 請求者は、給付の種類に応じ、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村(以下「居住市町村」とする。)に申請します。
- ② 居住市町村は、請求書を受理した後、市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会において、医学的な見地から当該事例について調査し、県を通じて国へ進達します。
- ③～⑥ 国は、疾病・障害認定審査会に諮問し、答申を受け、県を通じて居住市町村に審査結果を通知します。その後、給付が認められた事例に対して居住市町村から給付が行われます。

# 健康被害救済制度について

- 健康被害救済制度で、請求に必要な書類一覧です。
- 申請件数が最も多い「医療費・医療手当」においては、「受診証明書」及び「診療録等」について、医療機関等に作成依頼があると思いますので、ご対応いただきますようご協力をお願いします。
- 本マニュアルでは、「受診証明書」の記載方法について説明します。

## 請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

左表は、国リーフレットから抜粋しています。リーフレットの全体版は下記QRコードからご確認願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



## ◆ 新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

令和6年4月1日以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いは、「接種日」、「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なりますので、ご注意ください。

### フロー図

救済を求める原因となった新型コロナワクチン接種の接種日は、令和6年4月1日以降か。

↓ はい

救済を求める原因となった新型コロナワクチン接種は、定期接種として行われたものか。

※新型コロナワクチンの定期接種

以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するもの

①65歳以上の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

いいえ

↓ はい

↓ いいえ

予防接種健康被害救済制度の「**臨時接種及びA類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

予防接種健康被害救済制度の「**B類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

医薬品副作用被害救済制度で**(独)医薬品医療機器総合機構 (PMDA)**に請求(※)

(※) **臨時接種及び定期接種ではない場合 (任意接種の場合)**には、予防接種健康被害救済制度ではなく、**医薬品副作用被害救済制度の対象**となります。申請手続きなどについては、**(独)医薬品医療機器総合機構 (PMDA)**にご相談ください。

本マニュアルは予防接種健康被害救済制度に係るものとなっています。

# 受診証明書の記載方法について（全体概要）

○ 受診証明書は、予防接種健康被害救済制度における請求（医療費・医療手当請求）のために、医療機関等に証明いただくものです。

## 様式

様式2-(1)

### 予防接種健康被害救済制度 受診証明書 (医療費・医療手当請求用)

①	① 氏名	男 女	② 生年月日	年	月	日	②	
③	③ 現住所							
④	④ 申請に係る症状又は疾病の名称 ※下記(注意)3参照							
⑤	⑤ 医療を受けた日数	入院外 診療実日数	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分
		入院日数	日	日	日	日	日	日
⑥	⑥ 患者負担額	医療費						円
		内 訳						円
⑦	⑦ 予防接種後副反応疑い報告 (予防接種法に基づく)	特殊医療費分	円	医療保険等自己負担額分	円			
		報告日 令和 年 月 日			○副反応疑い報告制度について 医師等 副反応疑い <input type="text"/>			
		※疾病が副反応疑い報告の基準に該当する場合は、医療機関から(独)医薬品医療機器総合機構への報告が必要です。			○副反応疑い報告受付サイト 副反応 報告受付 <input type="text"/>			
上記のとおり、申請に係る医療を行ったことを証明します。								
令和 年 月 日								
医療機関の名称								
所在地								
開設者の氏名								
印								

①～③の欄は、**医療を受けた者の「氏名」、「性別」、「生年月日」及び「現住所」**を記入してください。

④「**疾病の名称**」 7ページに掲載

⑤「**医療を受けた日数**」 8～9ページに掲載

⑥「**患者負担額**」 10～11ページに掲載

⑦「**副反応疑い報告**」 12ページに掲載

(参考) 受診証明書様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001261089.pdf>



# 受診証明書の記載方法について（④申請に係る症状又は疾病の名称）

- 「④申請に係る症状又は疾病の名称」の欄は、症状又は疾病の名称を記入してください。

③ 現 住 所							
④ 申請に係る症状又は疾病 の名称 ※下記(注意)3参照		例) 心 筋 炎					
⑤ 医療を受けた 日		年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	入 院 外 診 療 実 日 数	日	日	日	日	日	日

- 医師が新型コロナワクチン接種との因果関係があると証明している必要はありません。
- 申請に関係のない疾病等（検査病名、増悪のない基礎疾患等）は記載しないでください。
- 「～の疑い」として記載することや、病名がつかないと判断された場合は症状名を記載していただくことも可能です。
- 診断がついていない場合は、1つと限らず、複数の症状名を記載していただくことも可能です。
- 薬局にて証明していただく場合も、疾病名は記載が必要です。薬局で分からない場合は、処方箋を作成した医師（診療所・病院）に確認してください。

# 受診証明書の記載方法について (⑤医療を受けた日数)

- 「⑤医療を受けた日数」の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに、入院外診療実日数及び入院実日数別に記入してください。

④ 申請に係る症状又は疾病 の名称 ※下記(注意)3参照		R5年3月分	R5年4月分	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分
⑤ <b>〈記入例〉</b> 医療を受けた 日数	入院外 診療実日数	1 日	3 日				
	入院日数	5 日	日				

※ 同日に通院・入院がある場合は  
入院1日とカウントする。

## 参考「医療手当」給付内容

医療費の支給を受けている者に対し、入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給するもの。  
保険や助成金により医療費の請求額が無い場合でも医療を受診していれば請求することができる。

### 〈給付額〉

予防接種法施行令第 11 条に定められている額。

なお、医療手当は通院・入院した日の属する年月の額であることに留意すること。

1 か月の間の通院	3日未満の場合	〇〇,〇〇〇 円
	3日以上の場合	××, ××× 円
1 か月の間の入院	8日未満の場合	〇〇,〇〇〇 円
	8日以上の場合	××, ××× 円
同一月に入通院	日数にかかわらない	××, ××× 円

給付額は厚労省のホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaikeiyuusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikeiyuusai.html)



# 受診証明書の記載方法について (⑤医療を受けた日数)

○ 医療を受けた日数が長期にわたり、記入欄が不足する場合は、枠を追加記入する他、別紙での対応も可能です。

④ 申請に係る症状又は疾病 の名称 ※下記(注意)3参照								
⑤ 医療を受けた 日数	入院外 診療実日数	R5年1月分 1日	R5年2月分 3日	R5年3月分 1日	R5年4月分 1日	R5年5月分 1日	R5年6月分 2日	R5年7月分 2日
	入院日数	5日	日	日			日	

記入欄が  
不足する場合

- 医療手当が月を単位として支給するものですので、月別の受診・入院日数が必要です。
- 記入欄が不足する場合は、上記のように追加記入する他、別紙を添付することも可能です。日数の欄に「別紙参照」と記載し、月単位の日数が記載された表を作成してください。

**〈記入例〉** 1枚目

④ 疾 病 名								
⑤ 医療を受けた 日数	入院外 診療実日数	R5年1月分 1日	R5年2月分 3日	R5年3月分 1日	R5年4月分 1日	R5年5月分 1日	年月分 別紙 参照	
	入院日数	5日	日	日	日	日	日	
		医療費						

+

**〈別紙例〉** 2枚目

受診証明書 (別紙) XXX医療機関		
医療を受けた年月	R5年6月分	R5年7月分
入院外診療実日数	2日	2日

# 受診証明書の記載方法について（⑥患者負担額）

- 「⑥患者負担額」の欄は、医療を受けた者が医療機関に支払った額を記入し、その内訳として※特殊医療費分（免疫学的諸検査であって、医療保険対象外の医療）及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。 ※ 次頁参照

⑥ 患者負担額	医療費			
	A 5,500 円			
	※ A = B + C となります 内 訳			
	特殊医療費分	B 0 円	医療保険等自己負担額分	C 5,500 円

次頁参照！

## 【対象となる医療費】

予防接種を受けたことによる疾病について受けた、以下に掲げる医療。ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限る。よって差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のものは対象外である。ただし、食事療養費標準負担額は給付の対象となる。（平成6年9月9日健医発第1023号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等について」の取扱いのとおり）

なお、給付を受けることができる疾病名・期間等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは、申請者は改めて認定を受ける必要がある。

- ・ 診療 ・ 薬剤又は治療材料の支給 ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

# 受診証明書の記載方法について (⑥特殊医療費分)

○特殊医療費分とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいいます。  
各検査の上限額は以下のとおりです。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞) サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	10,000円
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円

種類	具体的な内容	上限額
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	15,000円
抗A、抗B その他の既存抗体の抗体価測定及び活動 免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility) 貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

- ・予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和52年04月28日厚生省告示第103号)
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年04月28日衛発第392号)
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年04月28日衛情第14号)

# 受診証明書の記載方法について (⑦予防接種後副反応疑い報告)

○「**予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）**」の欄は、副反応疑い報告の報告日を記入してください。※報告されている場合のみ

⑦ 予防接種後副反 応 疑 い 報 告 (予防接種法に基づく)	報告日 令和 年 月 日  ※疾病が副反応疑い報告の基準に 該当する場合は、医療機関から (独)医薬品医療機器総合機構 への報告が必要です。	○副反応疑い報告制度について  医師等 副反応疑い   ○副反応疑い報告受付サイト  副反応 報告受付 
--	---	--

## 【予防接種後副反応疑い報告について】

- 報告の対象となる症状の発生を知った、医師又は医療機関の開設者は、予防接種法第12条に基づき、国に報告しなければならないこととされています。
- 副反応疑い報告がされていなくても、予防接種健康被害救済制度の申請は可能**です。

### (参考) 副反応疑い報告 報告基準

新型コロナウイルス感染症	1	アナフィラキシー	4時間
	2	血栓症(血栓塞栓症を含む。) (血小板減少症を伴うものに限る。)	28日
	3	心筋炎	28日
	4	心膜炎	28日
	5	熱性けいれん	7日
	6	その他の反応	—

詳しくは厚労省のホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou\\_houkoku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/index.html)



○その他、参考資料は以下のとおりです。適宜ご参照ください。

- 厚生労働省HP 『予防接種健康被害救済制度について』  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaikyusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html)
- 岡山県HP  
『新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度について』  
<https://www.pref.okayama.jp/page/906081.html>
- 厚生労働省疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）  
資料一覧（令和6年6月10日まで）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei\\_127696\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00001.html)
- 厚生労働省疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）  
資料一覧（令和6年6月17日以降）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei\\_127696\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00006.html)



**健康被害救済制度を利用される方が、より迅速に救済を受けることができるよう、引き続き、ご協力をお願いいたします。**